

## ■ 平成 25 年度予防接種はすべて個別接種に変わります。

平成 25 年度から予防接種は集団接種から個別接種へ移行します。(すべて集団接種はありません)  
 なお、今年度、定期予防接種及び無料の任意接種は以下のとおりです。

【予防接種一覧表】

ワクチンの名前		標準接種期間	接種回数
ヒブワクチン	不	生後 2 ヶ月～	4 回
肺炎球菌ワクチン	不	生後 2 ヶ月～	4 回
四種混合	不	生後 3 ヶ月～	4 回
BCG	生	生後 5～8 ヶ月未満	1 回
MR (麻しん風しん混合) 1 期	生	生後 12 ヶ月～24 ヶ月まで	1 回
水痘 生・おたふくかぜ	生	1 歳以上 5 歳未満	1 回
日本脳炎 1 期初回	不	3 歳になってから	2 回
MR (麻しん風しん混合) 2 期	生	小学校入学前 1 年間	1 回
日本脳炎 1 期追加	不	4 歳 (初回接種後 1 年経過後)	1 回
日本脳炎 2 期	不	9 歳になってから	1 回
二種混合	不	小学校 6 年生	1 回
子宮頸がんワクチン	不	小学 6 年生～高校 1 年生	3 回
三種混合	不	生後 3 ヶ月～ ※四種混合は接種不可	4 回
不活化ポリオ	不	生後 3 ヶ月～ ※四種混合は接種不可	4 回

生…生ワクチン (接種後 27 日以上あけて他の接種を行う。)  
 不…不活化ワクチン (接種後 6 日以上あけて他の接種を行う。)


- ※ 接種する際は、医療機関 (鹿屋又は錦江町) で予約をして、本庁保険衛生チーム又は支所住民生活課に準備している予診票を持って行ってください。
- ※ 接種が済みましたら予診票と一緒にいる接種済票を、本庁保険衛生チーム又は支所住民生活課にご持参ください。ご不明な点がございましたら、保険衛生チームまでご連絡ください。

## ■ 不妊治療の助成が変わります。

平成 25 年 4 月 1 日からの助成する治療と助成額は下記のとおりに変更となります。

- (1) 体外受精・顕微授精は上限額 20 万円。
  - (2) 人工授精・タイミング療法・排卵誘発法は上限額 5 万円。
- ※(1)は鹿児島県の特定不妊治療の助成を受けてからの申請になります。

申請等の詳細については保険衛生チーム TEL 22-3044 までご連絡ください。



### 住民税務課

### 住民生活課

## からののお知らせ

本庁 税務チーム TEL 0994-22-3037  
 支所 税務チーム TEL 0994-25-2511

## ■ 軽自動車税減免の申請は 4 月 24 日までに！

軽自動車等の所有者 (納税義務者) の方で障がい者本人 (ただし、18 歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の場合はその方と生計を一にする方を含みます。) は軽自動車税の減免申請が受けられます。

### 【対象車】

障害者お 1 人につき 1 台 (すでに、普通自動車の減免を受けている場合は減免されません。)

- ※ 車検証の車体の形状欄に『車いす移動車』等と記載されているものも減免の対象となります。
- ※ 障害等の区分や等級によっては減免を受けられない場合がありますので、税務チームまでお問い合わせください。